

平成20年10月8日

三重県議会

議長 萩野 虔一 様

財政問題調査会

座長 小林 麻理

委員 大住 莊四郎

委員 森田 祐司

財政問題調査会 第一次答申

当調査会は、別紙のとおり答申します。

財政問題調査会 第一次答申

目 次

前 文

第1．健全化判断比率等の算定・審査プロセスについて

第2．財政的援助団体等の監査について

第3．財政健全化法に基づく財政分析結果について

第4．その他財務情報の分析結果について

第5．財政規律の確保と県民への説明責任について

前 文

平成 20 年 9 月 18 日、三重県議会議長から県の行財政運営上の問題点及びその解決のための方策等について諮問をいただき、それを受けて、同日、三重県議会議事堂において第 1 回財政問題調査会を開催しました。

第 1 回の財政問題調査会においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく健全化判断比率、併せて財政健全化指標の算定・審査プロセス、地方財政運営に関する国と三重県の関係、歳入の状況、歳出の状況、基金残高の状況等三重県財政の現状等について、総務部予算調整室及び監査委員事務局からのヒアリングを実施しました。ヒアリングでは、債務管理計画の在り方や財政分析の在り方等について議論を行うとともに、予算編成や財政運営についても議論が及びました。

その後、各委員で答申案の方向性について検討を行い、執行機関に対し、審議に必要な追加質問を行うとともに追加資料の提出を求めるとともに、同年 10 月 2 日には東京都内において委員が一堂に会して協議を行うなど、委員間で真摯に審議を重ねてまいりました。

本日、当調査会は、健全化判断比率の算定・審査プロセス、財政分析、債務管理計画など執行機関の取り組みに係る課題とその対応方策等について、ここに答申します。

なお、今回議論のあった予算編成等については、次回調査会でさらに詳しい調査を行った上で答申を行うこととしています。

第 1. 健全化判断比率等の算定・審査プロセスについて

健全化判断比率等の算定プロセスについては、予算調整室に確認したところ、総務省より送付された算定ワークシート及びその説明書並びにチェックリストに基づいて【別紙 1】のとおり実施されているとのことであり、ヒアリングを実施した範囲では算定プロセスに問題はないと考えます。

しかし、算定にあたっては、関係各室で作成される内訳・詳細データ等の作成作業を含めた手順書が作成されておらず、健全化指標を含む重要な財務指標を算出する決算統計の作成にあたっても同様の状況でした。健全化判断比率等の算定が適正に行われたことの説明責任を果たすためには、担当者の経験に依存した現

在の状況には課題があります。

審査プロセスについては、【別紙2】のとおりですが、算定プロセス同様、職員の財務経験や知識に依存している部分があり、監査手続の適切性、正確性についての説明責任を果たすという観点からは課題があります。

＜提案1：三重県独自の算定手順書・審査手順書の作成＞

指標算定を適切に行うための有効な内部統制の整備・運用の観点から、総務省作成の手順書等と担当者の能力だけに依存するのではなく、判断比率算定の基礎データとなる決算統計作成プロセスを含め、三重県の実情に合わせた具体的・実務的な算定手順書・審査手順書を作成することで、判断比率算定作業の効率性や比率そのものの正確性・信頼性が向上するものと考えます。

各実務手順書を作成するにあたっては、それぞれのプロセスをフローチャートなども活用するなどして、作業の重複等による無駄がないか、重要なプロセスについてはその正確性を期すためのチェックが機能しているかなどを検討し、プロセスそのものの見直しを行うという観点も重要です。

また、審査プロセスについても算定プロセス同様、審査への信頼性を高めるため、監査委員事務局において詳細な監査手順・手続書の作成が必要であると考えます。

第2. 財政的援助団体等の監査について

健全化判断指標の一つである将来負担比率の算定には、公社や第三セクターの決算書が用いられるため、例えば平成19年度決算に基づく将来負担比率の審査にあたっては、平成19年度決算審査の監査を将来負担比率の審査意見提出前に完了しておく必要があります。

しかし、従来から監査委員による公社・第三セクターの監査は、財政的援助団体ⁱの監査として毎年実施されていますが、三重県土地開発公社や財団法人三

ⁱ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、県が補助金、交付金、負担金などの財政的援助を与えている団体、公の施設の管理受託者及び出資団体をいう。

重県産業支援センターなど毎年監査されている団体と、三重県道路公社及び三重県信用保証協会といった数年に一度しか監査されていない団体があり、見直しが必要です。

また、監査時期は、決算審査が終了した後の 12 月から翌年 2 月となっており、健全化判断指標の審査目的の観点からは、その実施時期に課題が残ります。

＜提案 2：公社・第三セクターの監査手法・監査時期の見直し＞

公社・第三セクターの監査は、従来からの財政的援助団体の監査目的に加え、財政健全化法により健全化判断比率の審査目的を達成できるよう、その監査先の将来負担比率への影響等を加味して、下記①及び②に例示したような公社・第三セクターの監査手法、監査先選定基準、監査頻度・時期の再検討が望まれます。

- ① 全ての公社・第三セクターについて決算書の経年比較分析や監査委員で把握されている当期の経済状況や公社・第三セクターに関する状況から異常な変動がないかを確かめること。
- ② 将来負担比率に重要な影響を与える可能性のある公社・第三セクターや、上記①で異常な変動が見受けられる等必要と認めた公社・第三セクターについては、毎年、健全化判断比率審査に間に合うように監査を実施すること。

第 3. 財政健全化法に基づく財政分析結果について

三重県の平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率は、【別紙 3】のとおり、普通会計の実質赤字比率及び公営企業まで含めた連結実質赤字比率は黒字のため該当せず、借金残高の財政負担率を示す実質公債費比率が 12.6%（全国 18 位）、公社・第三セクターに対する将来的な税金負担の割合を示す将来負担比率が 185.9%（全国 6 位）となっており、財政健全化法の基準に基づいた指標としては、早期改善を目指す黄色信号である健全化段階を下回るものとなっています。

また、健全化判断比率は平成 19 年度決算から算定・公表されたものであり、過去の推移は把握できません。そこで、実質収支比率（これが赤字になれば実質赤字比率という）や公営企業ごとの資金収支額（これが赤字になれば資金不足額

という)、実質公債費比率について過去数年の推移を見たところ、継続的な悪化など大きな変動は見受けられませんでした。

しかし、これは健全化判断比率のみについての平成 19 年度決算の一時点またはそれまでの過去の推移状況を示すものに過ぎません。今後とも健全化判断比率や公営企業ごとの資金不足比率に加えて、従来から財政指標として用いられてきた経常収支比率、公債費負担比率、起債制限比率、財政力指数などの過去からの推移状況、平成 20 年度決算見込みに基づく予想値、更に中長期的な財政見通しに基づく予想値にも留意していく必要があります。

＜提案 3：三重県独自の健全化判断基準の設定＞

調査会として今回精査できた財務情報に基づく範囲内での分析結果は上記のとおりですが、健全化判断基準等は全国一律に定められたものであり、これを下回ればすなわち、三重県財政が健全であるというわけではありません。来年秋以降の公表が義務づけられている財務書類 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書をいう。以下同じ。）の財務情報等も踏まえて三重県独自の財政健全化判断基準値（達成目標値、危険値など）を定め、財政規律の確保に活用していくことが求められます。

第 4. その他財務情報の分析結果について

三重県では、総務省で提案された方式に従い平成 12 年度から平成 18 年度の普通会計の貸借対照表及び行政コスト計算書を作成しています。これらを【別紙 4】のとおり経年比較してみることにより、7 年間にわたる資産・負債の主な増減、行政コストや税収等の変動状況を俯瞰し、これまでの三重県の政策成果の財務的な結果を統合的に把握することができます。現時点で明らかになった主な分析結果は以下の 2 点です。

① 未収金、貸付金、投資、基金（に含まれる金融資産）について

貸借対照表の未収金、貸付金、投資、基金（に含まれる金融資産）などの現金回収が前提の資産については、貸借対照表計上額が予定通り回収可能であることを前提に計上されています。そこで、それぞれの資産について、そ

の計上額を予定通り回収するための必要な対応（回収促進、投資先・貸付先の継続的な監視）が網羅的に行われているかを検証することが重要です。

平成 18 年度決算分まで適用された総務省方式の貸借対照表では十分な情報が得られませんが、現在導入が予定されている新地方公会計モデルによる貸借対照表の作成にあたっては、それぞれの資産の回収可能性に基づいた資産評価が求められており、この情報により資産の回収可能性を把握することができ、必要な対応がとられているかの検証に資する情報を得ることができます。

② 行政コストと一般財源等のバランスについて

行政コストは、コストに見合う行政サービスが行われていることを前提にすれば、どれだけの行政サービスが提供されたかを表します。これに対して、一般財源等は県民の納税額、すなわち負担額を表します。

この観点から三重県の平成 12 年度から平成 18 年度までの行政コストと一般財源等のバランスを見ると、平成 14 年度以降、行政コストが一般財源を上回る状況が続いています。この状態は、県民負担がその年度に提供されたサービス以下であることを示し、その差額は過去世代の蓄積の取り崩しか、将来世代への負担の先送りを示していると解釈できます。

今後は、行政コスト計算書から把握できる行政コストと一般財源等のバランスの状況を、発生主義によるフローベースの世代間負担の状況を示す経営指標の一つとして活用することが期待されます。

第 5. 財政規律の確保と県民への説明責任について

地方財政運営に関する国と三重県との関係についてのヒアリングから抽出することが出来た困難な状況として、国の地方財政計画や景気対策などにより中期及び単年度において県独自で PDCA サイクルを効果的に回すことが出来ない状況があります。さらに、来年秋までに作成を求められている財務書類 4 表の活用についても明確な指針を有していない現状があります。

また、三重県における公債費発行額は、【別紙 5】のとおり、投資的経費が伸び始めた平成 4 年度以降大きく伸び、近年は頭打ちであるものの、年間発行額が 900

億円を超える高い水準で推移し、今後さらに増加する傾向が指摘されています。また、建設地方債残高は平成 13 年度をピークに減少していますが、建設地方債以外の臨時財政対策債、退職手当債等に係る公債費は増加しており、地方債残高全体としては高い水準で推移の見込みであり、県における公債費残高が本年度末で一兆円を超える見込みであること等が報告されています。

これに対し、基金残高は減少傾向にあり、特に平成 10 年度以降大幅に減少していることから、財政運営における債務管理の観点が一層重要であり、その方針を明確化することが今後の財政運営にあたって重要な課題となります。

こうした三重県の特性等を踏まえ、財政運営・監視等に関して、今後、三重県が行うべき自律的な具体の取り組みとして次の 2 点を提案します。すなわち、第一は、債務管理方針の策定であり、第二は、三重県財務書類（4 表）に基づくアカウントビリティレポートの作成・公表です。

＜提案 4：債務管理方針の策定＞

これまで、地方公共団体の財政運営は予算・決算を中心とするフローの管理が主体とされてきました。言い換えれば、現金主義による単年度ベースの管理であり、形成された資産の運営利用、資産形成のために調達した債務管理というストック情報を連携させる仕組みがないという大きな問題が存在しています。この問題意識に基づき、フローとストックを連携させて、計画とコントロールを効果的に行う組織的な体制の整備と、ストック管理を適切に行うシステムの構築の必要性、それを促進する重要なイニシアチブを明確に示すものとして債務管理方針の策定を提案します。

計画とコントロールの過程を通じて、ストック管理を適切に行うためには、耐用年数、維持利用期間にわたる適切な利用計画、達成すべきサービス水準の設定が前提とされます。これに加えてストック形成の原資である債務管理をどのように効率的かつ効果的に行い、説明責任を果たしていくかが重要なポイントとなります。この観点から、公債残高としての大括りの管理ではコントロールに限界があることを認識することが必要不可欠といえます。すなわち、ストック管理にあたっては、債務管理方針を設定し、将来世代に対する負担金額、調達方法、返済方法の合理性をサービスの提供、目的の達成の点から建設的な

姿勢で明確にすることが重要だということです。債務は三重県にとって、将来世代のための重要な資産形成に必要な財源の調達源泉ですが、将来世代が将来受ける便益に見合った負担であることを保証することが必要であり、その意味で債務管理の方針を明らかにし、納得性を高めることが求められるということです。

このため、債務管理にあたっては、用途目的別に、建設地方債については、将来世代の負担の観点から、コストベネフィット分析ⁱⁱを行って債務コントロールを行い、複数年の資本計画を含む長期計画へのコミットメントⁱⁱⁱを立証することが重要です。これのみならず、債務のタイプごとにマネジメントを行う方向で検討を行うことが必要です。

方針のイメージとしては、次の項目を内容とします。第一に、三重県の債務管理の基本方針（現在の債務負担の状況認識を踏まえた上で、どのような基本方針で中長期財政運営を推進するかの声明）、第二に、用途目的別に現在の債務負担状況の分析と検討、第三に、債務のタイプ別の償還状況や借入計画、返済計画、第四に、債務による財源の調達と将来世代の負担のバランス、コストベネフィット分析などによる中長期にわたる債務コントロールの方向性、です。

1 三重県の債務管理の基本方針（例）

三重県は、財政健全化と豊かな将来の形成を目指して、次のように債務負担の目的別に適切な管理方針を規定します。

建設地方債については個別プロジェクトベースで利用計画を策定し、県民の視点から、コストベネフィットを把握して、償還計画を設定し、債務コントロールを行います。

今後増加が見込まれる退職手当債については、職員の定員管理のみならず、十分な能力を有する職員の育成と確保の観点から、中期計画を策定

ⁱⁱ あるプロジェクトにかかる費用とそこから得られる便益を比較してそのプロジェクトを評価する手法。

ⁱⁱⁱ 約束。長期計画を確実に実行するという約束を果たすことができるということを立証するという意味。

し、適切なコントロールを行います。

関係団体における地方債及び長期借入金については、そのミッションの効率的な達成と業務の健全な運営の視点から、返済計画、債務残高を監視し、効果的な経営と十分なサービスの提供に努めます。

2 現在の使途目的別の債務負担状況の分析と検討

3 債務のタイプ別の償還状況並びに借入計画及び返済計画

4 中長期にわたる債務コントロールの方向性

地方債、長期借入金のコントロールにおいては、県財政として資金調達にあたって資本コストを負担しながら、財政運営を行っているという観点から、財政分析を実施し、県民にサービスに対するコストベネフィットを説明します。

＜提案5：三重県財務書類（4表）に基づくアカウンタビリティレポートの作成・公表＞

現在、財務書類4表を作成し、財政状態、運営状況の把握を行うことが求められていますが、これを生きた情報として、まずは、執行機関と議会において共有するために、財政健全化法に基づく指標の公表と併せて執行機関で「三重県アカウンタビリティレポート」（仮称）を作成・公表することを提案します。企業会計において財務書表が、今後の経営方針、戦略、方向性を決定する羅針盤の役割を果たすように、財務書類4表による現在の財務情報により示されている三重県の財政状態、運営状況がどのようなポジションにあり、三重県の今後の行財政運営、戦略的経営方針にどのように影響を与えるのか、それに基づきどのように修正される可能性があるのかを説明するレポートを包括的なものとして作成することの重要性を提案するものです。

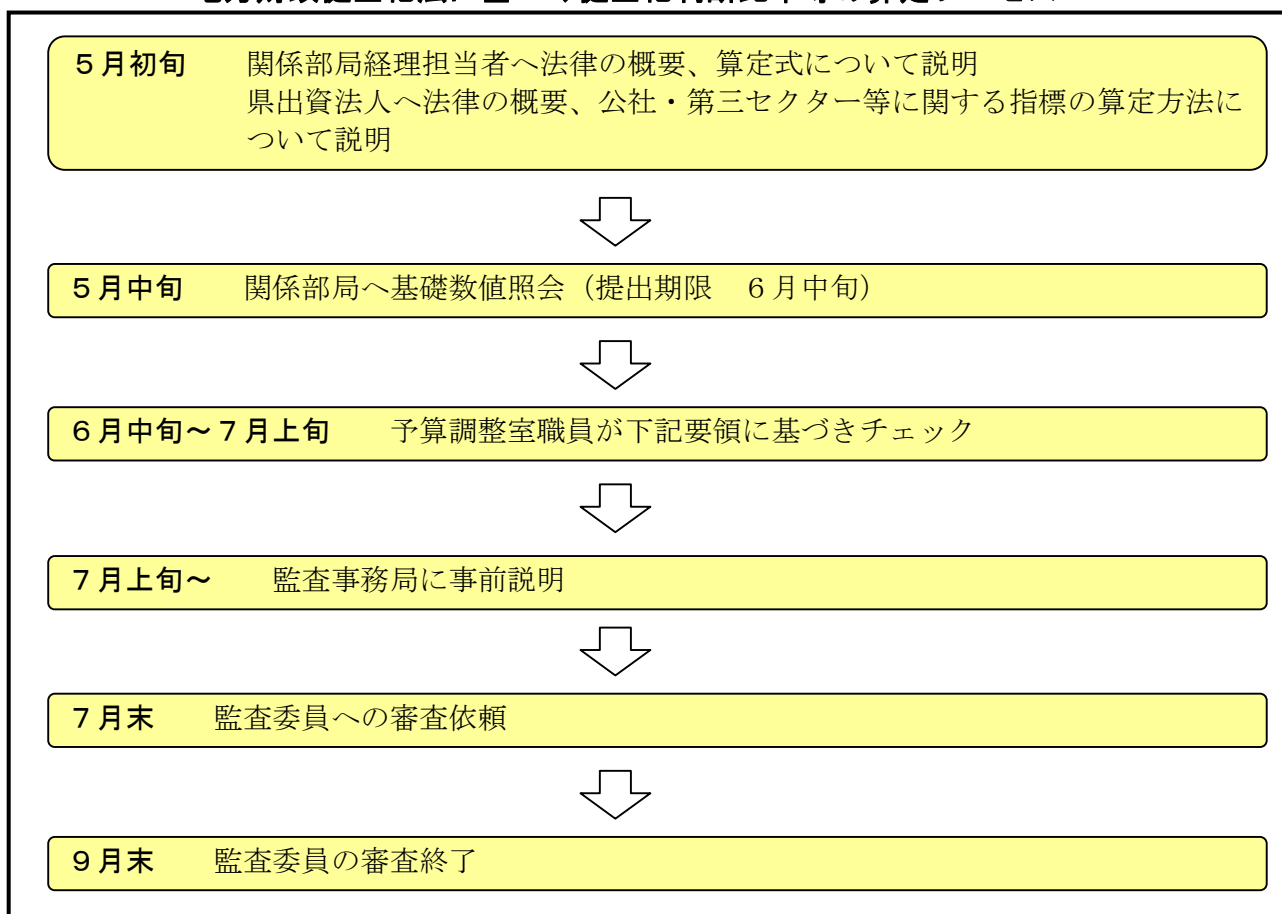
ここで、「アカウンタビリティレポート」という名称を用いるのは、三重県の戦略的な行財政運営の計画と方向性に基づき、行財政運営を行った結果として、

現在の三重県の財政状態、運営状況がどのように変化したのかということを経営の責任者、運営の責任者が、行財政運営の結果としてのパフォーマンス（県民が受けた便益とアウトカムの実現）を検討しながら、議会、最終的には県民に説明する責任を負っていることを明示し、強調することを意図しています。したがって、当然「アカウンタビリティレポート」の内容としては、マネジメントの討議と分析(Management Discussion and Analysis: MD&A)が含まれ、財務書類4表が示す内容、前年度と比較した変動等について、成果と関連させて、わかりやすく説明することが必要です。地方公共団体がおかれている環境は個別に相違し、それに基づく行政運営のイニシアチブも当然異なりますから、三重県の財政状態、運営状況をそれらの環境情報を組み込んで説明し、政策目的がいかにより達成されているかを説明することが重要な観点となります。アカウンタビリティレポートの利用者・読者は、第一義的には県民ですが、監視機関としての議会、運営当局としての執行機関、さらに将来的には投資家や債権者です。

三重県アカウンタビリティレポート（例）

- 1 三重県の財政運営の基本方針（総合計画と中長期財政運営・三重県の戦略的行政経営の在り方）
- 2 三重県財政運営の分析と検討
- 3 三重県財務書類（普通会計・連結ベース）（注記・附属明細書を含む）
- 4 三重県政策・施策別コストと成果達成の概況
- 5 三重県財政及び行政運営に関する統計情報（10年ベース）

地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等の算定プロセス

地方財政健全化法・健全化判断比率等のチェック要領
(予算調整室 職員向け)

【全般的事項】

- 1 算定の基礎数値に係る根拠資料が信憑性のあるものかどうか。
 - → 決算書その他議会等に提出されたもの、台帳の写し（注）、公的機関等の審査等を受けた資料など
 - × → 単なる内部資料
 （注）膨大なデータ量を持つ各種台帳を根拠にしているものについては、電算による抽出打ち出し表も可とするが、打ち出し表もない場合には、抽出された数値等を別途、ワープロ等で作成することもやむを得ないものとする。この場合は、その文面の中に「〇〇台帳から転記」という注釈を必ず記入させるとともに、後日監査を受ける可能性があることを伝えること。
- 2 算定様式に記載された数値が、根拠資料の数値から導き出されるものかどうか。導き出すことが容易でない場合は、担当部局に説明を求めるとともに、わかりやすい資料を提出するよう依頼すること。
- 3 転記ミス、桁誤りがないかどうか。
- 4 算定様式の計算式が正しいかどうか、念のため検算すること。

【個別表関係】

「チェックポイント」（総務省作成）により、チェックを行うこと。

地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等の審査プロセス

【公営企業会計（法適用企業）資金不足比率】

5月下旬 公営企業会計資金不足比率審査実施要領策定（法適用企業）



8月上旬 公営企業会計（法適用企業）数値確認



8月下旬 監査委員による審査（監査委員会議）



9月中旬 県議会に資金不足比率の報告議案提出

【健全化判断比率、資金不足比率（法非適用企業）】

6月下旬 健全化判断比率等審査実施要領策定（一般会計、特別会計）



7月 健全化判断比率等 内容聞き取り



7月上旬～9月下旬 健全化判断比率等の積算根拠について事務局による内容確認



9月下旬 監査委員による審査（監査委員会議）



10月中旬 県議会に健全化判断比率、資金不足比率の報告議案提出

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る健全化判断比率等の状況

平成 20 年 10 月 2 日
総 務 部

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（4 指標）及び資金不足比率について算定を終えましたので、報告します。

1. 健全化判断比率等 一覧

項 目		比率 (%)	早期健全化 基準 (%)	参 考 (金額の単位は百万円)	
健全化判断比率 (4 指標)	実質赤字比率	—	3.75	実質収支額 4,709	
	連結実質赤字 比率	—	8.75	実質収支額 4,709 公営企業資金剰余額 29,929 計 34,638	
	実質公債費比率	12.6	25.0	昨年度数値 (12.5) から 0.1 ポイント増	
	将来負担比率	185.9	400.0		
資金不足比率	企業会計	水道事業	—	20.0	資金剰余額 11,929
		工業用水道事業	—	20.0	〃 12,861
		電気事業	—	20.0	〃 2,524
		病院事業	—	20.0	〃 1,627
	特別会計	中央卸売市場事業	—	20.0	〃 6
		流域下水道事業	—	20.0	〃 976
		港湾整備事業	—	20.0	〃 6

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載している。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」は「経営健全化基準」に読み替え

2. 将来負担比率の内容

(1) 内訳一覧

(単位：億円、%)

項 目		将来負担額	交付税措置後ベース	
			将来負担額	分母比
分 子	地方債現在高	9,930	3,875	111.4
	退職手当負担見込額	2,279	2,279	65.6
	公営企業債等繰入見込額	627	280	8.1
	債務負担行為に基づく支出予定額	544	506	14.5
	その他の負担見込額	126	126	3.6
分子 から 控除	充当可能基金	427	427	12.3
	充当可能特定財源	175	175	5.0
合 計		12,904	6,464	185.9
分 母	標準財政規模	4,077	3,476	

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

※ 標準財政規模とは、その年度において経常的に収入される一般財源の規模をいいます。

(2) 地方公社・第三セクター等の状況（上記一覧表の「その他の負担見込額」の内数）

ア 地方公社

- ・道路公社の負債に係る将来負担見込額……なし
- ・土地開発公社の負債に係る将来負担見込額……なし

※ なお、土地開発公社が保有する土地を県が買い戻すための支出予定額 約 97 億 4 千万円については、債務負担行為に基づく支出予定額として将来負担額に算入

イ 第三セクター等

- ① 環境保全事業団 82 百万円 [ランク A(損失補償残高に対して 10%算入)]
 - ② 農林水産支援センター 47 百万円 [ランク D(損失補償残高に対して 70%算入)]
 - ③ 信用保証協会 95 百万円
 - ④ 産業支援センター 35 百万円
- 計 2 億 59 百万円

※ ①、②については、法人ごとに経営状況を評価することにより 5 段階 (A～E) にランク分けし、そのランクに応じた算入率を、当該法人に係る県の損失補償残高に乗じることにより将来負担見込額を算定する。

※ ③、④については、県の損失補償の対象となっている債務残高に対し、県が行った前年度の損失補償の実行率等に乗じることにより算定する。

健全化判断比率（4指標） 全都道府県状況一覧表

（％）

都道府県名	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率		将来負担 比率	
				順位		順位
北海道	-	-	21.7	47	335.6	46
青森県	-	-	15.8	33	235.7	23
岩手県	-	-	15.3	30	307.7	45
宮城県	-	-	16.6	39	283.5	42
秋田県	-	-	14.6	26	265.9	35
山形県	-	-	15.3	30	276.3	39
福島県	-	-	11.9	10	205.3	10
茨城県	-	-	14.7	27	289.9	43
栃木県	-	-	13.7	22	166.5	5
群馬県	-	-	9.9	3	202.2	9
埼玉県	-	-	13.3	21	237.8	24
千葉県	-	-	12.6	18	216.4	16
東京都	-	-	8.7	1	82.9	1
神奈川県	-	-	9.2	2	209.9	12
新潟県	-	-	16.0	34	276.6	40
富山県	-	-	16.7	41	276.0	38
石川県	-	-	13.8	24	273.6	37
福井県	-	-	14.3	25	232.8	21
山梨県	-	-	12.4	17	248.8	31
長野県	-	-	17.3	43	220.4	17
岐阜県	-	-	16.1	36	247.2	29
静岡県	-	-	11.6	9	247.3	30
愛知県	-	-	11.3	7	233.0	22
三重県	-	-	12.6	18	185.9	6
滋賀県	-	-	12.9	20	250.8	32
京都府	-	-	10.9	6	238.9	25
大阪府	0.02	-	16.6	39	290.0	44
兵庫県	-	-	20.2	46	361.7	47
奈良県	-	-	12.3	14	247.1	28
和歌山県	-	-	10.0	4	212.4	14
鳥取県	-	-	12.0	12	151.3	3
島根県	-	-	17.8	45	227.9	19
岡山県	-	-	16.1	36	253.0	33
広島県	-	-	15.7	32	258.3	34
山口県	-	-	12.0	12	228.9	20
徳島県	-	-	17.6	44	278.3	41
香川県	-	-	14.9	29	240.2	26
愛媛県	-	-	16.2	38	206.9	11
高知県	-	-	16.7	41	194.8	8
福岡県	-	-	13.7	22	243.8	27
佐賀県	-	-	16.0	34	163.5	4
長崎県	-	-	10.2	5	193.5	7
熊本県	-	-	12.3	14	226.2	18
大分県	-	-	11.9	10	212.4	14
宮崎県	-	-	12.3	14	212.3	13
鹿児島県	-	-	14.7	27	269.6	36
沖縄県	-	-	11.4	8	132.2	2
都道府県平均			13.5		222.3	

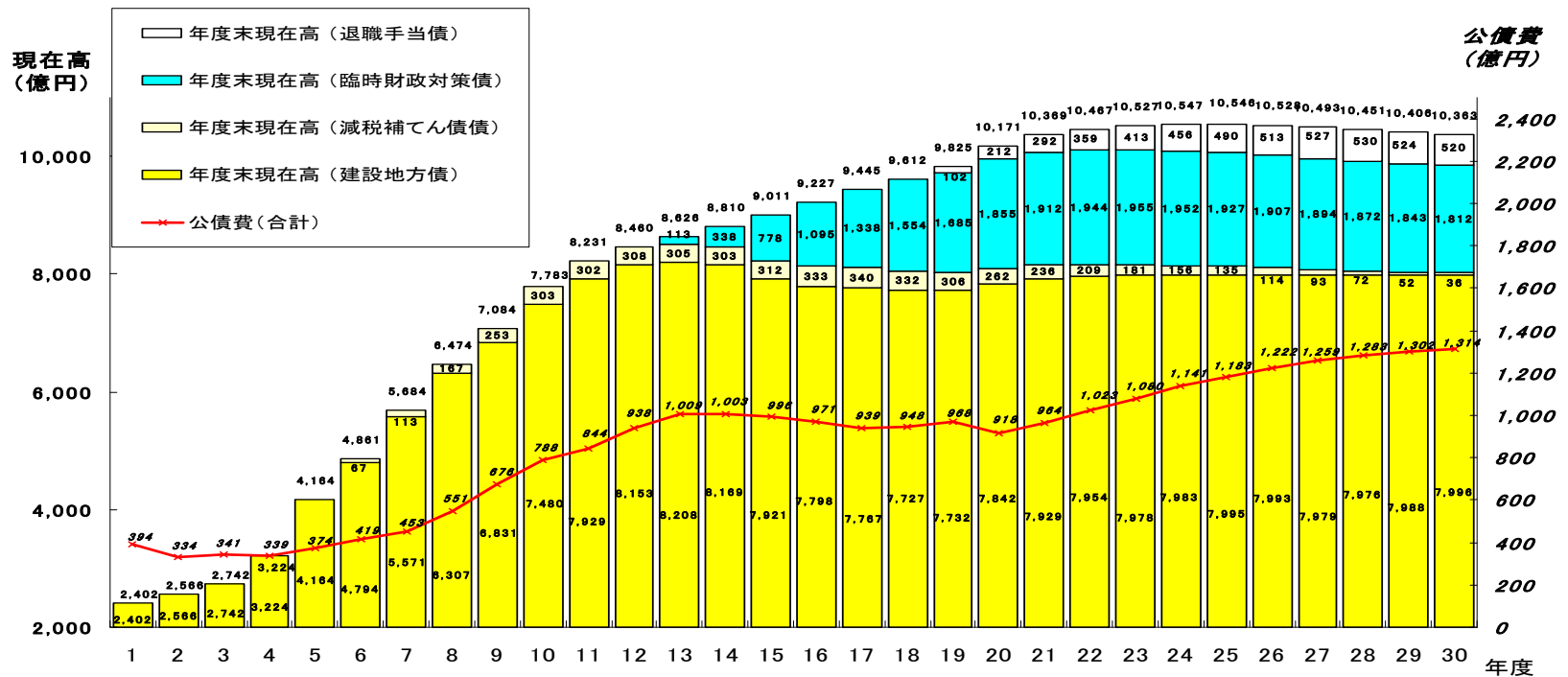
（注1） 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、黒字の場合、標記のルールにより「-」を表示している。

（注2） 平均値は、加重平均である。

平成20年10月、予算調整室作成

公債費・県債残高将来推計

一般会計公債費・県債残高将来推計



(注) 県債発行額は、平成20年度は当初予算額、平成19年度は決算額、21年度以降は、県債発行額を一定の仮定により設定し、推計したものです。

平成20年9月、予算調整室作成